

手 数 料 表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	0 円
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>1 0 0 %（または 10,000,000 円）</u> (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>1 0 0 %（または 10,000,000 円）</u>
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 ＊上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬については上記いずれかの高い方の範囲内で個別に求人者と契約書等で定める手数料を適用します。 手数料負担者は 求人者 とします。 成功報酬 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>1 0 0 %（または 10,000,000 円）</u> 成功報酬については上記いずれかの高い方の範囲内で個別に求人者と契約書等で定める手数料を適用します。 手数料負担者は 求人者 とします。

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号	13 -ユ- 310330
事業所の名称及び所在地	東京都新宿区神楽坂 4 - 8
	株式会社 T a l e n t X

※ 返還金算出に関して

人材紹介報酬と返還金は下記の通り定めています。

- 採用に至った人材が、下記に定める期間に、自己都合又は当該人材の責による解雇（法令及び乙の就業規則に基づく適法な手続きによるものに限る）により退職した場合、サービス提供先は退職日から2週間以内に、その事実を当社に連絡するものとします。
- 当社への連絡が行われた場合、当社は、サービス提供先の求めにより、受領済みの成功報酬を下記に定める割合に従い返還します（当該人材の退社がサービス提供先の責に帰すべき事由に起因する場合はこの限りではありません）。
- サービス提供先が報酬の支払いを完了していない場合、サービス提供先は、当該返金額を控除した報酬残額の支払義務を引き続き負うものとします。

記

1 か月以内：報酬の 80% 3 か月以内：報酬の 50% 6 か月未満：報酬の 10%